

双方向計量機能付きスマートメーターの一部導入開始 に伴う取扱いの変更について

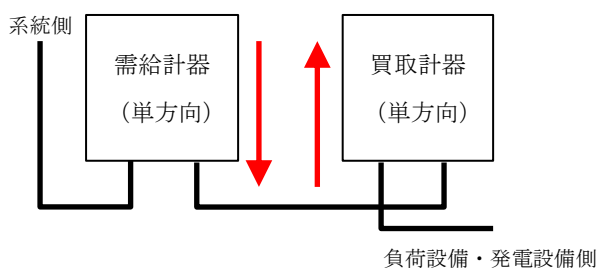
弊社は、平成27年7月21日以降の再生可能エネルギーからの電力受給に関する契約申込み受付分について、双方向計量機能（1計器で順潮流と逆潮流を計測できるもの）付きスマートメーターの一部導入を開始しております。

この度、平成28年10月1日以降の電力受給に関する契約申込み受付分から、双方向計量機能付きスマートメーターの導入対象計器を拡大させていただきます。

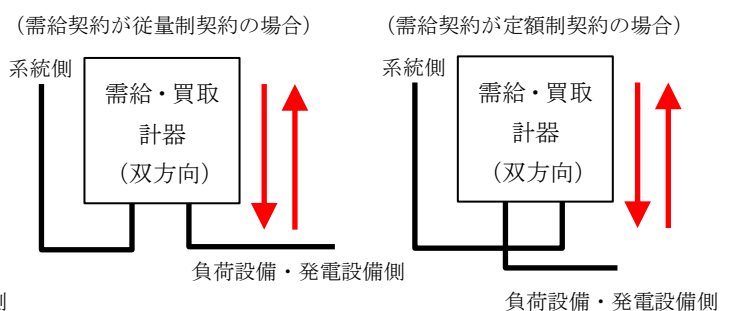
つきましては、電力受給に関する契約申込みに伴うお客さまの計器配線等については、以下の取扱いとさせていただきますので、今後、電力受給に関する契約申込みをご検討のお客さまについては、ご注意くださいよろしくようお願い申し上げます。

1. 今後の計器配線 ← . . . 計量電流方向

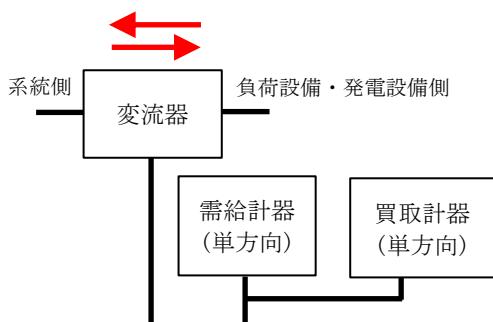
<これまでの計器配線 (60A・120A・250A) >



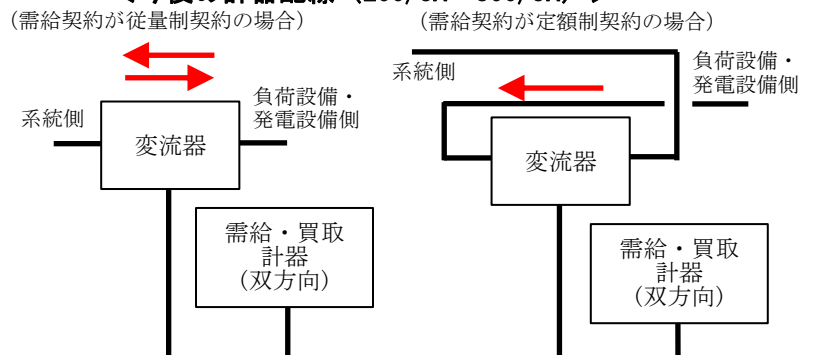
<今後の計器配線 (60A・120A・250A) >



<これまでの計器配線 (200/5A・300/5A) >



<今後の計器配線 (200/5A・300/5A) >



※ 変成器付計器の場合も双方向計量機能を有したスマートメーター（1台）を取付します。
なお、これまでと同様、需給契約に応じた変成器1次側の配線といたします。

2. 対象

- ・発電設備を低圧連系し、自ら消費する電力を除いた電力を弊社へ供給し、弊社がこれを受電する場合で、単相3線式60A・120A・250A・200A/5A・300A/5Aまたは、三相3線式60A・120A・250A・200A/5A・300A/5Aの計器を取付する場合。

3. 実施予定日

- ・平成28年10月1日申込み受付分からの実施いたします。

4. 双方向計量機能付きスマートメーター導入にあたっての主な変更点

- ・計器配線準備が1計器分となります。
- ・買取用計器工事費単価が変更となります。

双方向計量機能付きスマートメーター設置時については、以下の場合のみお客さまより買取用計器工事費を申し受けます。

- ・需給契約が定額制契約の場合、工事費の全額をお客さまより申し受けます。
- ・需給契約が従量制契約の場合、需給契約のみの場合の計器容量と、発電設備の設置に伴う計器容量の計器設置時の工事費との差額をお客さまより申し受けます。

- ・変更後の単価は「買取用計器工事費単価表」にて、別途お知らせいたします。